

高崎市第2次男女共同参画計画の平成21年度推進状況評価について

市民部 人権男女共同参画課

1 評価の目的

高崎市第2次男女共同参画計画（平成20年度～24年度）を着実に推進してその効果を上げていくために、計画掲載事業の実績データを基に、計画の推進状況についての評価を行い、その結果に基づく必要な見直し等の綿密な進行管理を行います。

2 評価の対象

計画に登載された131事業の平成21年度の実施結果についての各事業担当課による自己評価を踏まえ、計画全体の進捗状況を評価しました。

3 評価の方法

各事業担当課がそれぞれの事業実績を自己評価し、その結果を高崎市男女共同参画審議会が点検・分析して計画の推進状況を総合的に評価するとともに、各事業に男女共同参画の視点を更に加えていけるよう改善点を提言しました。

4 評価結果の概要

① 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

全市立保育所での男女混合名簿の導入や家庭教育への男性の参加を働きかける内容の講座の開催など、教育・学習事業を中心に、男女平等意識の浸透と共有に向けて着実に実施されている。

② 基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

長期派遣研修の充実、管理職や学校評議員による女性比率の向上など、女性の能力開発・発揮や学校運営への女性の参画について成果の増大が認められ、社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進するための環境づくりが概ね着実に実施されている。

③ 基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり

問題解決の糸口となる相談窓口の設置、男性の育児や介護への参加を促すための講座の開催、ファミリー・サポート活動時間の拡大など、男女が生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりに向けて着実に実施されている。

④ 基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制

男女共同参画計画の綿密な進行管理、男女共同参画推進条例の施行、男女共同参画センター（仮称）建設事業の開始など、男女共同参画社会の形成に向けた推進体制が着実に整備されている。

※ それぞれの基本目標を構成する事業に対しての審議会の評価については、次ページ以降の「高崎市第2次男女共同参画計画 平成21年度事業評価結果」に基本方針ごとにまとめて記載しております。

⑤ 計画全体の推進状況の評価

各基本目標を通じて、実施内容や方法になお精緻化の余地があると考えられる事業も一部あるが、それぞれの事業は着実に実施され成果を上げている。総合的には、第2次男女共同参画計画は概ね着実に推進されていると認めることができる。

5 評価結果を踏まえた今後の対応

第2次男女共同参画計画は概ね着実に推進されていると評価されましたが、本計画に登載された諸事業の多くは継続事業として更に発展させていく必要があります。男女共同参画審議会による評価の結果を踏まえ、事業の実施内容や方法の見直しを積極的に行うとともに、各事業に男女共同参画の視点を更に加えていくことができるよう創意工夫を重ねてまいります。

高崎市第2次男女共同参画計画 平成21年度事業評価結果

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

基本方針1 男女平等意識の浸透・共有

13事業

【審議会の評価】

学習・啓発を中心に男女共同参画の理念の浸透に向けて着実に実施されている。
なお、男女共同参画の推進を検証するための基礎的データとなる性別参加者数の把握をするとよい。

基本方針2 男女平等教育の推進

10事業

【審議会の評価】

学校教育・社会教育を通して、男女平等の教育と学習の充実に向けて着実に実施されている。特に、全市立保育所で男女混合名簿が導入されていることは高く評価できる。
なお、研修事業については、男女共同参画の推進を検証するための基礎的データとなる性別参加者数の把握をするとよい。

基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

基本方針3 性別にかかわらず仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

4事業

【審議会の評価】

学習機会の提供、広報紙やラジオによる情報の提供など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて着実に実施されている。

基本方針4 社会の責任ある立場への女性の参画の促進

12事業

【審議会の評価】

女性職員の研修への派遣や管理職への登用について成果の増大が認められ、意思決定過程への女性の参画拡大に向けて概ね着実に実施されている。
一方、審議会等の委員や学校管理職の女性比率など前年度より成果指標値が低下したものについては、障害要因の分析とその解消に向けたプログラムの構築と実施を期待する。

基本方針5 女性に対する暴力の根絶

4事業

【審議会の評価】

相談窓口の設置による暴力被害者への助言や支援、広報紙やラジオ、セミナーによる暴力防止の意識啓発など、女性に対する暴力の防止と根絶に向けて着実に実施されている。

基本方針6 雇用平等の推進

10事業

【審議会の評価】

高崎市特定事業主行動計画の改正と子育て応援ハンドブックによる職員への育児休暇の周知、市民就業相談窓口による女性の就労に関する情報の提供など、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて着実に実施されている。

基本方針7 男女が共に参画する地域づくりや市民活動の推進

16事業

【審議会の評価】

女性団体の活動への助成、社会教育講師への女性の登録と活用の推進など、地域活動や市民活動における男女共同参画の推進に向けて概ね着実に実施されている。特に、小中学校の学校評議員に占める女性の割合が前年度より大きく増加しており、学校運営における男女共同参画の促進について成果の増大が認められる。

一方、PTA役員の女性割合が前年度より低下するなど、地域における方針決定過程への女性の参画については、なお課題がうかがわれる。

基本方針8 国際社会の理解と交流における男女共同参画

5事業

【審議会の評価】

講座や交流を通して、国際社会における男女共同参画の取組の動向や成果及び経験の活用に向けて着実に実施されている。

基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり

基本方針9 女性の自立支援の取組

4事業

【審議会の評価】

DV問題や育児不安など、女性が抱える様々な問題について、安心して相談できる各種の相談窓口の充実に向けて着実に実施されている。

基本方針10 健康づくりへの支援の取組

15事業

【審議会の評価】

ライフステージに対応した適切な健康の保持増進に向けて着実に実施されている。特に、男性の育児・家事への参加を促すための広報活動や講座の実施について、成果の増大が認められる。

基本方針11 子育て支援の取組

23事業

【審議会の評価】

男女が職業等の社会的活動との両立調和を図りつつ子育てができる基盤整備に向けて着実に実施されている。特に、ファミリー・サポート活動時間の拡大や研修の強化など、臨時的・突発的な保育サービスの一層の充実が図られている。

基本方針12 高齢者、障害者への福祉の取組

10事業

【審議会の評価】

高齢者や障害者の社会参画機会の拡大、高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備など、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと暮らせる社会づくりに向けて着実に実施されている。特に、女性に負担が偏りがちな家庭介護への男性の参加促進を意識した介護講座の実施など、男女共同参画の視点に立った取組がなされている。

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制

基本方針13 推進体制の充実

2事業

【審議会の評価】

男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的な推進に向けて、庁内組織である男女共同参画社会推進会議が着実に運営されている。また、条例に基づく男女共同参画審議会が設置され、推進体制として充実・強化されている。

基本方針14 計画の進行管理

1事業

【審議会の評価】

第2次男女共同参画計画の進捗状況の把握とその効果の測定により、目標達成に向けて綿密な進行管理が行われている。

基本方針15 男女共同参画推進条例(仮称)の制定

1事業

【審議会の評価】

男女共同参画推進条例の制定により、男女共同参画の一層の推進に向けて本市全体の行動指針が明確に示されている。

基本方針16 拠点の設置推進

1事業

【審議会の評価】

男女共同参画センター（仮称）建設事業の開始により、市民・団体・行政の協働による男女共同参画社会創造の拠点としての役割を担う施設の設置が期待される。